



若者の参加で 元気な町内会に！

今回は、若い世代が
運営に携わっている
町内会を紹介します。
園地域起こし推進課
(☎568-7705、
㊟262-6986)

町内会に若者が参加しています

高齢化が進み、町内会活動に参加する若い世代が減少していく中で、尾長町町内会と磯合町町内会^{いそあい}は、若者と一緒に生き生きと活動を続けています。

インタビュー

1 尾長町町内会(尾長学区) 地元の施設、商店、そして若者に支えられる町内会



尾長町町内会長
はらだ けんじ
原田幹太さん

尾長町町内会は、誰でも気軽に参加できる行事を継続していくことで、町内会のにぎわいづくりを行っています。

毎年開催している祭りなどは、**地元の施設や商店**から場所、物品、機材の提供と準備のための人的支援を、地域の人からは寄付金や食品を提供してもらえるルートを常に確保していることで、町内会単独で継続して行事を行うことができます。**若者**に声を掛け、祭りの準備を手伝ってもらうなど、地域行事に関わってもらうことで若い世代の参加が増え、とてもにぎわっています。

その他にも市の報奨金や資材の提供を受けて、みんなで公園などを清掃したり、道路沿いを花で飾るなど、住みよいまちになるよう頑張っています。

2 磯合町町内会(温品学区) 子どもも親も参加したくなる町内会



とうさき
藤幸子さん

9年前に県外から転入し、周りに頼れる人がいなかったため、近所の人と顔見知りになりたいと思い、町内会に加入しました。役員のことが気になりましたが、「子どもが大きくなるまで班長はしなくていいよ」と言ってくれたので安心して入ることができました。昨年からは班長をしていますが、地域との関係性ができているので、**負担に感じることなく**活動できています。毎年、子ども会や近隣町内会と一緒に祭りを開催していますが、若い世代の参加も多く、とてもにぎわっています。地域の皆さんが、子どもたちに「一緒に参加しようや!」と**声を掛け**、子どもの参加を通じて親同士が仲良くなることで、困ったときにお互いに助け合える関係がつかれていることが、地域活動を続けていけるコツではないかと思っています。

今年は、新たに町内での避難訓練が予定されています。ぜひ子どもと一緒に参加したいと思っています。

町内会・自治会に加入しませんか

町内会・自治会では、地域の防犯・防災、清掃、子どもの見守り、大人と子どもが一緒になって楽しめる祭りなど、さまざまな活動を行っています。
市ホームページの「町内会・自治会の加入取次フォーム」から受け付けを行っています。詳しくは右の二次元コードから。



頑張る町内会を応援する 公園活用の新制度開始!

新制度では、地域コミュニティの身近な活動場所である公園で、野菜の産直市やバザーなどのイベントを開催し新たなにぎわいづくりをする際、出店者からの参加料(例: 1ブース2,000円※1)を集めることで、町内会などが**収益を得る**ことができるようになります。

さらに、一定の条件の下で、公園の清掃報奨金団体または指定管理者である町内会などは、公園内に**自動販売機**を設置して、その売り上げの一部を収益(例: 売り上げの2割程度※1)として得ることができます。

町内会などが、継続的な収入源を確保することにより、**町内会費に過度に頼らずに**地域のお祭りの**開催経費**などに充てることで、**町内会の活動が活発**になっていくことを目指しています。

制度を利用するには、条件・手続きが伴います。まずはお気軽に地域起こし推進課(☎568-7704、㊟262-6986)にご相談ください。

【対象団体と緩和内容一覧】

実施可能な活動	町内会など ※2	
	清掃報奨金団体	指定管理者
営利イベントの実施 例: 野菜の産直市、バザー	○	○
清涼飲料水の自動販売機設置 ※3	×	○
公園改良の提案 ※3 例: ウッドデッキの設置	×	○

※1 例示であり、得られる収益は個別の事案によって異なります

※2 町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会など

※3 公園使用許可を伴うイベントなどの開催実績(年度内2回以上)が必要

追加募集! まちづくり活動に補助金を交付します

3人以上の仲間を見つけて、自分たちのまちの魅力アップ活動を始めてみませんか。新たな活動を始める団体に対して、区が補助金を交付して応援します。

【補助対象など】3人以上で構成される団体が、区が設定したテーマに沿って、主体的で継続的に行う活動

【補助内容】

補助年度	補助対象経費に対する補助率	補助限度額
初年度	3分の2以内	100万円
2年目	2分の1以内	70万円
3年目	3分の1以内	35万円

㉔ 7月20日(火)までに、地域起こし推進課へ。応募の手引き・申請書類は、区役所や区内公民館で。市HPでも入手可
㉕ 同課(☎568-7704、㊟262-6986)

平成30年7月豪雨災害から3年

お亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

引き続き、被災者に寄り添った支援や災害の復旧工事に、区役所を挙げて、全力で取り組んでまいります。

平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式

犠牲になられた方に哀悼の意を表するため、追悼式を開催します。会場には、献花台を正午まで設け、献花用の花を準備しています。

㉔ 7月4日(日)午前10時30分から

園区総合福祉センター3階大会議室

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して開催します

※駐車場に限りがあります。お越しの際は公共交通機関をご利用ください

園区政調整課(☎568-7703、㊟262-6986)